

更新パスワード代理発行窓口での「お客様登録」をご希望の際は、下記の内容をよくお読みになり、同意のうえでお申し込みください。

「楽ナビ Lite」サービス基本約款

第1章 総 則

第1条（本サービス）

- 「本サービス」とは、通信事業者が提供するデータ通信回線を介して、パイオニア株式会社製カーナビゲーション「楽ナビ Lite」において各種コンテンツを閲覧し、あるいは楽ナビ Lite に各種コンテンツをダウンロードし、これを利用することができる、楽ナビ Lite のユーザー専用サービスをいいます。但し、楽ナビ Lite の機種によっては、本サービスを利用できない場合があります。^{*1}
 - 本サービスを利用するためには、楽ナビ Lite の他に、Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機または楽ナビ Lite 専用のデータ通信モジュール（以下「データ通信モジュール」といいます）が必要となります。但し、携帯電話機の機種によっては、本サービスを利用できない場合がありますので、ご注意ください。^{*2}
- ※1：本サービスをご利用いただける楽ナビ Lite の機種は、パイオニア株式会社のホームページ（U R L：http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/）に記載しております。
- ※2：楽ナビ Lite に接続し、本サービスをご利用いただける Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機及びデータ通信モジュールの機種につきましては、パイオニア株式会社のホームページ（U R L：http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/）に記載しております。

第2条（本約款の適用）

- 本約款は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が管理・運営する本サービスの利用規定について定められたので、本サービスの加入者（以下「加入者」といいます）に適用されます。
- 本サービスには、当社が提供するサービス、及び当社以外の第三者が当社を通じて提供するサービスがあり、また、有料で提供されるサービスを含みますが、本約款は、その全てのサービスに対して適用されます。
- 本サービスのうち、「スマートループ」に関する利用規定については、付則として本約款の末尾に記載しております。「スマートループ」を利用する加入者には、本約款に加え、付則の定めが適用されます。「スマートループ」の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、付則の内容も必ず確認してください。

第2章 利用条件

第3条（本サービスの追加・変更等）

本サービスの内容は、加入者の承諾なしに追加・変更される場合があります。また、当社は、提供するコンテンツが収集できない等、本サービスの提供に支障をきたす事由が生じた場合その提供を中止することができるものとします。

第4条（携帯電話機等の留意）

- 加入者は、Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機またはデータ通信モジュールを、自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。
- Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機またはデータ通信モジュールを使用して本サービスを利用できる区域は、日本国内における通信事業者のデータ通信回線のサービスエリアとします。但し、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下・立体駐車場、ビルの際、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを一時的に利用できない場合があります。

第5条（利用時間）

加入者が本サービスを利用できる時間に制限はありませんが、本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、本サービスを利用できない場合があります。

第3章 加入申込

第6条（加入申込の単位）

加入者は、楽ナビ Lite 1 台ごとに本サービスへの加入申込を行うものとします。

第7条（加入申込）

- 本サービスへの加入希望者は、本約款の内容を承認の上、所定の手続きに従って当社に加入申込を行うものとします。加入申込にあたっては、氏名、住所、連絡先、その他所定の事項を当社に届け出るものとします。
- 当社は、加入希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスへの加入申込を拒絶することができます。
 - 当社に届け出た事項に虚偽または誤りがあった場合。
 - 第16条の規定に違反するおそれがあると認められる相当な事由がある場合。
 - 過去に第13条の規定により、加入者としての資格を取り消されている場合。
 - 未成年者等行為能力のない者であって、申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。
 - 加入の対象となる楽ナビ Lite が盗品等、犯罪行為に関係するものであると合理的に推測できる場合。
 - その他、当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合。
- 第1項の加入申込を完了した加入者は、所定の利用方法に従って、本サービスを利用することができます。

第18条（当社の免責）

- 当社は、本サービスにより加入者に提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。
- 当社は、理由のいかんを問わず、本サービスを利用または利用できなかったことに起因して加入者及び第三者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

第6章 利用の終了

第19条（退 会）

- 加入者は、所定の手続きを行うことにより、本サービスから退会することができます。
- 加入者は、楽ナビ Lite を第三者に譲渡し、あるいは廃棄等する場合には、所定の手続きを行い、本サービスから退会しなければなりません。

第20条（提供停止、資格取消）

当社は、加入者が次のいずれかに該当したときは、何等の通知催告を要せず、その加入者に対する本サービスの提供を停止し、加入者としての資格を取り消すことができるものとします。

- 本約款、個別のサービス約款または「電子マネー利用規約」に違反した場合。
- 当社に届け出た事項が虚偽であった場合。
- クレジットカード会社等より、加入者のカード無効、売上否認等の通知がなされた場合。
- 利用料金の支払を怠りまたは遅延した場合。
- その他財産状態・信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由がある場合。

第7章 その他

第21条（個人情報の取扱い）

- 当社は、本サービスの利用に関連して知り得た加入者の個人情報については、個人情報保護関係法規及びパイオニアグループの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、取り扱います。
- 前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供のために必要な範囲で、加入者の個人情報をパイオニア株式会社及びパイオニアグループ会社並びに利用料金の決済を行う金融機関に開示することができるものとします。また、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合は、加入者の個人情報を当該公的機関に提供できるものとします。
- 加入者は、前項につき予め承諾するものとします。

第22条（権利義務の譲渡禁止）

加入者は、本約款に基づき本サービスを利用する権利その他の権利及び義務は、第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

第23条（個別のサービス約款）

本サービスのうち、当社が特に指定するものについては、別途定める個別のサービス約款が本約款に優先して適用されるものとします。

第24条（本約款の改定）

本約款及び個別のサービス約款は、加入者の承諾なしに変更される場合があります。この場合、加入者は、変更後の本約款及び個別のサービス約款の適用を受けるものとします。

第25条（準拠法・合意管轄）

- 本約款に関する準拠法は日本法とします。
- 加入者と当社との間で生じた本サービスの利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

付 則

『スマートループ』に関する利用規定

1. 目 的

『スマートループ』は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が、パイオニア製カーナビゲーション「楽ナビ Lite（※1）」に蓄積されたプローブ情報（※2）を収集し、これを利用して作成する道路交通情報をユーザーに還元することを目的としたシステムです。
※1：「スマートループ」を利用できる楽ナビ Lite の機種は、楽ナビ Lite 専用ホームページ（U R L：http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/）に記載しています。

※2：プローブ情報とは、走行履歴と走行速度のデータをいいます。

2. 携帯電話機等の留意

『スマートループ』の利用者は、Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機または楽ナビ Lite 専用のデータ通信モジュール（以下「データ通信モジュール」といいます）（※3）を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。

※3：接続可能な Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機及びデータ通信モジュールの詳細は、楽ナビ Lite 専用ホームページ（U R L：http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/）に記載しています。

3. 利用登録

（1）『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、本規定及び「楽ナビ Lite」サービス基本約款（以下「基本約款」といいます）の内容を確認の上、所定の手続きに従って利用登録を行ってください。

（2）利用登録にあたっては、利用期間（3ヵ月間、6ヵ月間、12ヵ月間のいずれか）を選択してください。利用期間が満了すると登録が抹消されますので、再登録を希望する場合には、あらかじめ利用登録を行ってください。なお、加入者は、再登録時にも、初回の加入申込時に登録したニックネーム及びパスワードを継続使用することができます。

（3）『スマートループ』の利用登録をした楽ナビ Lite ユーザー（以下「加入者」といいます）は、所定の手続きに従って利用登録の抹消及び利用期間の変更ができます。

4. プローブ情報の送信

（1）『スマートループ』でのプローブ情報の送信方法には、次の2種類があります。

①『蓄積型プローブ』

加入者がインターネットに接続しているパソコンに楽ナビ Lite に登録された S D カードを挿入し、インストール済みの P C ソフトを起動すると、そのたびに自動的に S D カード内に蓄積されたプローブ情報が専用サーバーに送信されます。

②『リアルタイムプローブ』

加入者が楽ナビ Lite を起動中、一定時間ごとに自動的にプローブ情報（※4）が専用サーバーに送信されます。

（2）加入者は、楽ナビ Lite の「プローブ情報送信」モードを設定することで、プローブ情報送信の可否を選択することができます。

（3）プローブ情報の送信にあたっては、加入者がデータ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を負担するものとします。

※4：『リアルタイムプローブ』で送信されるプローブ情報は、走行履歴データ（走行履歴と走行速度のデータ）のみです。

5. 『スマートループ渋滞情報』の配信

楽ナビ Lite の「プローブ情報送信」の設定が送信可能になっている場合には、プローブ情報が専用サーバーに送信されると同時に、専用サーバーから楽ナビ Lite に『スマートループ渋滞情報』（※5）が配信されます。

※5：『スマートループ渋滞情報』とは、①加入者から提供された V I C S エリア外の過去 1 時間分のプローブ情報、②加入者から提供された『リアルタイムプローブ』及び『蓄積型プローブ』によって毎日更新される V I C S エリア外の過去 9 0 日間のプローブ情報、③ V I C S センターより提供されたより広範囲な V I C S 情報（オンデマンド V I C S）のそれぞれの情報を統計処理し最適化した渋滞情報であり、提供時点において実際に発生している渋滞の情報そのものではありません。

6. 利用条件

『リアルタイムプローブ』によるプローブ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中は、楽ナビ Lite に接続した携帯電話機による通話及び Eメールの送受信はできません。また、楽ナビ Lite に接続する携帯電話機の機種によっては、『リアルタイムプローブ』によるプローブ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中に電話を着信したときに、プローブ情報や『スマートループ渋滞情報』を送受信できないことがあります。

7. プライバシー情報・個人情報

加入者が『スマートループ』により当社に提供するプローブ情報には、加入者のプライバシーにかかわる走行履歴データが含まれます。

8. プローブ情報の利用方法・目的

（1）当社は、加入者から提供されたプローブ情報を、パイオニアグループ会社に提供します。

（2）パイオニアグループ会社では、プローブ情報及びプローブ情報に基づき作成した統計データ（※6）を次の目的に利用します。

- 上記1.（2）に記載するデータを含む各種の道路交通情報及び地図データの作成
- パイオニア製カーナビゲーションのユーザーに対する道路交通情報及び地図データの提供
- カーナビゲーション製品及びプローブ情報に関する研究・開発
- その他プローブ情報に関連する事業の遂行

（3）パイオニアグループ会社は、上記（2）の目的及び第三者が遂行するプローブ情報に関連する事業のために、プローブ情報及びプローブ情報に基づき作成した統計データを第三者に提供することがあります。なお、プローブ情報を第三者に提供する場合は、個人を特定できない形式で提供します。

※6：統計データは個人を特定出来ない形式で作成します。

9. その他

本規定に定めのない事項は、基本約款の定めが適用されます。

以上

2009年10月 施行